



田嶋 康利

日本労協連は、さる6月27～28日、東京で第35回定期全国総会を開催した。

今総会は、はからずも戦後日本の歴史を大きく転換させる「集団的自衛権の行使容認」閣議決定直前の開催となり、参加者は国民への説明責任なき政府による「解釈改憲」に強い怒りを持って参加する総会になった。

金融資本主義の危機とグローバル経済による富の一極集中、地域経済・社会の崩壊と貧困や格差の拡大、労働の破壊にどう対抗するのか、また、これから日本社会が突入する成長なき人口減少社会、超少子・超高齢化社会などの歴史的転換期の中で、反動的政治体制の再編・確立の激しい動きも相まって、私たちは今何をなすべきか危機意識を伴って、議案討議を深めることができた。

総会では、生活と地域の必要に応える事業運動を推進する協同労働の協同組合（ワーカーズコープ）として、①地域の社会資源を生かした第一次産業の再生を展望した新たな事業への挑戦、②新しい経営路線としての社会連帯経営の確立と社会連帯運動の本格化、③2015年度新しい制度（介護、子育て、生活困窮者支援）などを焦点とした総合福祉拠点づくり、④映画「ワーカーズ」への共感を広げ、協同労働への参加の輪を広げる、⑤福岡で開催する全国協同集会in九州・沖縄（2014年11月）を成功させ、韓国の仲間との連携を強める、などの方針

を全体で確認。

立憲主義を破壊し、民主主義をないがしろにし、「平和・非戦争の国」日本を「戦争をする国」に変えようとする暴挙に抵抗し、誰もが自治を最も大切なものとし、自主性・主体性を発揮でき、共に生き、共に働く社会の創造に向かうことをあらためて決意した。

また、今総会では、「原則改定」を下記の通り提案することとなった。今後1年かけて加盟組織での検討を行い、来年度の総会で確立していきたいと考えている。協同総研の会員研究者の皆様も、新原則案をお読みいただき、ご意見・ご感想などをいただければと思う。

以下、議案「原則改定」。

## 1. はじめに

第34回定期全国総会で提起された新原則（第一次案）「協同労働の協同組合～定義・めざすもの・原則」、及び現行の原則（2002年第23回総会で確立）を基に、今後新たな10年を見据えた経営理念・経営路線（社会連帯経営）の確立に向けて、以下の委員のもと、計10回に渡り原則検討委員会を開催し、新原則案策定の議論を行ってきた。

当初は、第一次案を基に今総会で確定する予定であったが、委員会での議論を踏まえて、あらためて本総会での再提案の運びとなった。

## 2. 原則の改定にあたって

現行の原則確立(2002年)以降、10年以上が経過する中で、これまで原則は3回改定されたが、それは情勢の変化と私たちの実践の発展に対応するものであった。原則改定はその後、常に運動事業を大きく発展させるものとなってきた。

今、世界は金融資本主義の危機とグローバル経済による富の一極集中と地域経済・社会の崩壊、そして貧困や格差の拡大、労働の破壊を極限まで進めている。また、国家主義に基づく「戦争をする国づくり」への危険な兆候は、働く人びとや市民の生活や労働の危機を一層深化させていくと同時に、福祉の抑圧、基本的人権の破壊、とりわけ人びとから自治の権利を奪い去ろうとしている。しかも、これから日本社会は成長なき人口減少社会、超少子・超高齢化社会という戦後誰も経験したことのない未曾有の歴史的事態に突入する。この流れの基調は、2060年頃まで続くという。

それら外的環境が大きく変化する歴史的転換期の中で、生活と地域の必要に応える事業運動を推進する協同労働の協同組合(ワーカーズコープ)は今も着実に発展を続けこれから、さらにその果たす社会的・歴史的役割や期待は今後一層大きくなると確信する。地域の社会資源を生かした第一次産業の再生を展望した新たな事業への挑戦、地域で自給循環するコミュニティ経済の再生と就労創出・仕事おこし、市民が労働力を持ち寄って協同組合設立に参加する新しい経営路線としての社会連帯経営の確

立と社会連帯運動が本格化する。そして、それらの事業運動の中心となる総合福祉拠点づくりなど、これからの50年を見通した中長期的な協同労働運動の発展とさらなる飛躍を展望した、新しい原則の確立が求められていると確信する。

新原則案は、これまでの「定義」「使命」「原則」から、協同労働運動が今日果たす社会的役割とその使命を文章化した「協同労働宣言」と新しい経営理念である社会連帯経営を取り込んだ「原則」の2部構成とした。

今後1年間、討議に付し、特に若手メンバーによる委員会を設置するなど、更なる検討も重ね、加盟組織における全組合員投票を実施しながら、次期(第36回)総会で新原則を確定していくこととしたい。

## 3. 原則検討委員会メンバー

・委員：永戸理事長(座長)

藤田副理事長(副座長)：センター事業団  
理事長

田嶋事務局長(副座長)

岡安副理事長：協同総合研究所理事長

島村副理事長：協同総合研究所主任研究員

青木副理事長：労協ながの理事長

松沢副理事長：労協新聞編集長

古村専務理事：センター事業団専務理事

菊地(謙)理事：ワーカーズコープちば専  
務理事

高橋(均)理事：労働者福祉中央協議会  
アドバイザー

平本理事：センター事業団東京統括事業  
本部本部長

藤井理事：愛知県高齢者生活協同組合  
専務理事

炭谷監事：労協新聞編集部

牧野 〃：本部企画政策部

・外部委員

大高研道氏：聖学院大学教授、協同総研  
理事

「協同労働」という世界。

みんなで出資し、

地域のニーズを働くことにつなげ、

一人ひとりが主役となり、民主的に経営し、責任を分かち合う。

そんな新しい働き方だ！

#### 4. 原則検討委員会開催日

第1回 2013年7月18日

第2回 2013年8月28日

第3回 2013年10月8日

第4回 2013年11月12日

第5回 2013年12月20日

第6回 2014年1月21日

第7回 2014年2月18日

第8回 2014年3月18日

第9回 2014年4月11日

第10回 2014年5月12日

を経て、労協連第8回理事会(2014年5月29日)に提案

#### 「協同労働の協同組合(ワーカーズコープ)の原則」(案)

##### 協同労働宣言

協同労働とは、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同して自らの労働力を用いて、仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方である。

私たちは、発見した。

「共に生きる」働き方——

いま日本社会は、超高齢・超少子の人口減社会が進み、地域社会には崩壊の危機が迫っている。そして、世界的に資本主義が行き詰まる中で、失業と不安定就労、格差と社会的排除が進み、「戦争をする国づくり」が急がれ、さらに、放射能汚染による計り知れない不安や困難がもたらされている。

こうした社会を、平和で、自然やいのちが本当に大切にされ、だれもが生き生きと育ち、学び、働き、暮らせる社会、共に支え合い、共に生きる社会に転換させていくにはどうしたらよいか。

それは、地域で生活する人びと・市民が自覚を高め、自らの資金や労働力を用いて、協同して仕事をおこし、地域社会の主体者になる協同労働を広げ、地域の人びとが力を合わせる社会連帯運動を根付かせ、国や自治体の制度・政策を、市民主体の社会をつくり出すものへと改革・発展させていくことによってであろう。

社会の大きな岐路に立って、組合員が主人公となる「協同労働の協同組合」は、だれもが明日への夢と希望を持てる新しい福祉社会と、その柱としての完全就労社会をつくり出す覚悟を決め、新原則を定めて、

協同労働運動の新時代に踏み出すことを、ここに宣言する。

## 原 則

第1原則 仕事をおこし、よい仕事を地域で不断に追求し、高めます。

- 1) 生活と地域が必要とする働きがいある仕事を見つけ出し、仕事をおこします。
- 2) 学び、育ち、成長する労働文化を職場からつくり、地域に広げます。
- 3) 仕事を通して協同の豊かな関係をつくり、一人ひとりの主体性・自発性を高めます。
- 4) 働くことの価値と仕事の社会性を高め、いのちの尊厳ある地域と社会の創造に貢献します。

第2原則 話し合いと学び合いの文化を育て、「自立・協同・愛」の人間に成長し、協同の関係を職場と地域に広げます

- 1) 協同労働を追求し、仕事おこしの能力を職場と地域で高めます。
- 2) 仲間の言うことを受け止め、自分の意見を述べられる関係と、建設的な精神で仲間と一緒に仕事をやり遂げる職場を築きます
- 3) 仕事の目標・基準・進め方をみんなで確認し、記録をとり、仕事の結果をみんなで評価し、改善します。
- 4) 地域と利用者が必要とするものに絶えず心を配り、課題を解決する企画力を高め、利用者や地域の共感を広げ、協

同の関係を築きます

- 5) 話し合いの文化を高め、生活と人生を受け止め合える職場と地域の関係づくりを進めます。
- 6) 一人ひとりの困難を共に解決する、市民連帯の文化と当事者性を職場と地域に広げます。

第3原則 全組合員経営を基礎に、社会連帯経営を発展させます。

1) 全組合員経営の基本

- ①働く人は基本的に全員が出資し、組合員となります。
- ②すべての組合員は、出資口数にかかわらず、「一人一票」で経営に参加します。
- ③組合員は、情報を共有し、話し合いを深め、経営に対する意識と責任を高めて経営を管理し、みんなで事業計画を定め、よい仕事、健全経営を発展させ、仕事をおこします。

2) 社会連帯経営の基本

- ①働く組合員と利用者・地域の人たちが、事業・運動を通じてつながり、地域づくりの主体者・当事者として連帯性を強め、尊厳あふれる生活と地域のための仕事をおこし、社会連帯の協同組合を発展させます。
- ②世代間の断絶を超え、全ての世代を結んで地域全体を基礎に連帯を強め、地域づくりのネットワークをつくり、広げます。
- ③市民・当事者主体の豊かな公共をめざ

し、行政との協同の関係をつくります。

### 3) 役員、リーダーの選出と役割

- ①役員やリーダーは、組合員が、基本的に組合員の中から選びます。
- ②組合員は、自らが選んだ役員やリーダーと協力します。
- ③役員やリーダーは、組織の使命やビジョンを示し、経営をはじめとした情報を提供し、適切な活動方針を提起し、全組合員の話し合いと実践を促し、地域の人びとともに社会連帯経営を発展させます。

第4原則 健全経営を確立し、持続可能な経営を実現します

- 1) 経営の指標と目標をみんなで定め、守ります
- 2) 赤字を出さず、事業の継続性を高め、財産を残しながら、新たな仕事をおこします
- 3) 事業高の一定の割合を、事業と運動の発展のために、積立金として積み立てます。
- 4) 期末に剰余を生み出し、組合員の意思により、次の順序で配分します。
  - ①現在と将来の組合員のための「仕事おこし」「学習研修」「福祉共済」の基金
  - ②労働に応じた分配
  - ③出資に対する分配(制限された割合以下で)
- 5) 積立金と基金は、組合員には分配しない協同の財産(不分割積立金)としま

す。この財産は、働く人びと・市民が、世代を超えて協同労働と仕事おこしを発展させるために使います。

第5原則 社会連帯経営によって、人と地域に必要な仕事をおこし、コミュニティづくりを進めます

- 1) 生活と地域の必要に応える仕事を、社会連帯の力でおこします。
  - ①人と地域の困難に立ち向かい、その解決をめざした運動と仕事を当事者と共におこします。
  - ②人びとが結び合い、みんなで必要な資本を集め、地域の資源を生かし、地域で循環する経済を担う事業を育てます。
- 2) 豊かなコミュニティと居場所を、地域の中につくり出します
  - ①市場とマネーの支配に対抗し、生命の基礎となる食・エネルギー・ケアを地域で賄い循環させる取組みを進めます。
  - ②誰もが安心して、存在が認めあえる居場所を、無数につくり出します。

第6原則 「連帯と協同」のネットワークを全国に広げ、社会的な制度・政策をより良いものにしていきます。

- 1) 協同労働の協同組合の全国的連帯を強め、事業・経営・運動・組織の経験を交流し、学び合います。
- 2) 各種協同組合と「まちづくり・仕事おこし」の提携を強め、協同組合間協同

を実践的に深めます。

- 3) いのち・平和と暮らし、労働、基本的人権、民主主義を守り、発展させる社会連帯運動を進めます。
- 4) 市民組織や労働組合、専門家、大学・研究所等と連携して、協同労働を深め発展させる研究と実践のネットワークを広げます
- 5) 市民主体の真の公共づくりを進め、国や自治体の制度・政策をより良いものにするための改革提言を積極的に行います。

第7原則 世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします。

- 1) ICA(国際協同組合同盟)への結集をはじめとして、国際的な協同組合運動に参加し、発展させます。
- 2) 戦争や環境破壊をはじめとする人類の危機を直視し、「資本のグローバル化」による大量失業と人間の排除に対して、「民衆のグローバルな友好・連帯」を進めます。
- 3) 協同労働と協同組合運動を世界的に発展させ、東アジアを中心に「共生と協同」の社会を築きます。